

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 1 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年川崎市条例第76号）附則第6項及び第7項
- (2) 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号）第131条から第133条まで
- (3) 川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例（平成16年川崎市条例第27号）第16条
- (4) 川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例（平成15年川崎市条例第29号）第35条
- (5) 川崎市屋外広告物条例（昭和46年川崎市条例第77号）第44条第1項

(川崎市職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 川崎市職員の分限に関する条例（昭和26年川崎市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第4条の2中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（川崎市職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第3号及び第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第14条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（川崎市職員退職年金条例の一部改正）

第4条 川崎市職員退職年金条例（昭和29年川崎市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第45条第1項中「懲役、若しくは禁この刑」を「拘禁刑」に改め、同条第2項第1号中「懲役又は禁この刑」を「拘禁刑」に改める。

第46条第1項中「懲役、若しくは禁この刑」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「懲役又は禁この刑」を「拘禁刑」に改める。

第47条中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

（川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例等の一部改正）

第5条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(1) 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第29号）第6条第1号ウ

(2) 川崎市中央卸売市場業務条例（昭和47年川崎市条例第1号）第7条第4項第3号イ、第23条第4項第2号及び第33条第1項第2号

(3) 川崎市地方卸売市場業務条例（平成18年川崎市条例第70号）第10条第4項第3号イ、第24条第4項第2号及び第34条第1項第2号

(4) 川崎市消防表彰条例（昭和23年川崎市条例第63号）第5条

(5) 川崎市消防団員任免条例（昭和23年川崎市条例第62号）第2条第2項第1号

（川崎市心身障害者扶養共済条例の一部改正）

第6条 川崎市心身障害者扶養共済条例（昭和47年川崎市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第11条第2号中「懲役又は禁この刑」を「拘禁刑」に改める。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第7条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）

（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第8条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前

の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(川崎市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第9条 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の川崎市職員の給与に関する条例第14条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）（これらの規定を同条例第15条第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。